

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

「資源循環型社会」という言葉が広く世の中に知られるようになってから、既に十数年が経とうとしていますが、これを実現するための確実に有効な手段は、未だ様々な議論がされているところです。

国は1991年4月に「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」を制定し、資源の有効利用を図るとともに、2000年6月には「循環型社会形成推進基本法」を制定し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）を改正することにより、「大量生産・大量消費・大量廃棄型」の構造から、環境に配慮した「資源循環型社会」の形成に向けた本格的な取り組みが進められつつあることから、ごみの排出抑制、資源化の推進、適正処理といった取り組みがより一層重要となっています。

千葉県では、「千葉県環境基本計画（平成27年3月改訂版）」を策定し、環境行政を進めてきました。そして、資源循環型社会の構築に向け「3Rの推進」と「適正処理の推進」を2本の柱として掲げ、それぞれ展開すべき具体的施策を定める計画として「千葉県廃棄物処理計画（第9次）」を2016年3月に策定しております。

一方、柏市及び鎌ヶ谷市（以下「構成団体」という。）でも、環境基本計画や一般廃棄物処理基本計画を策定するなどして、循環型社会の構築を図るための取り組み及び市民の環境に対する意識高揚を図っているところです。

ごみ処理事業を担っている柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合（以下「組合」という。）においても、2013年3月に「一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を改訂し、焼却炉のダイオキシン類対策工事の実施や、さらなるごみ処理の共同化を推進するため、施策を検討・実施してきたところです。

以上のような状況を踏まえ、新たに策定する「一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」（以下「基本計画」という。）は、前の計画から5年以上が経過していることや、今後も適正な廃棄物行政を推進していく必要があることから、前の計画の必要な事項について見直しを行い、将来的にも適正な一般廃棄物の処理を推進するとともに、ごみの減量化・資源リサイクル活動の推進等を目標とする「循環型社会の構築」を目指すものです。

第2節 計画目標年度

基本計画の期間は、2019年度から2028年度までの10年間とし、目標年度を計画期間の最終年度である2028年度とします。

また、基本計画は、概ね5年ごとに見直すものとし、中間目標年度を2023年度とします。なお、その他諸条件に大きな変動があった場合にも見直すものとします。



図 1 - 1 計画目標年度

第3節 計画の位置付け

一般廃棄物の処理は市町村が担うべき事務であることから、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、市町村はその区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされており、柏市（沼南地域）と鎌ヶ谷市共通の廃棄物行政の指針となるものです。

なお、基本計画は長期的総合的な視点で、ごみ処理の推進及び減量化を図るために、組合及び構成団体が実施する施策について定めるものとします。

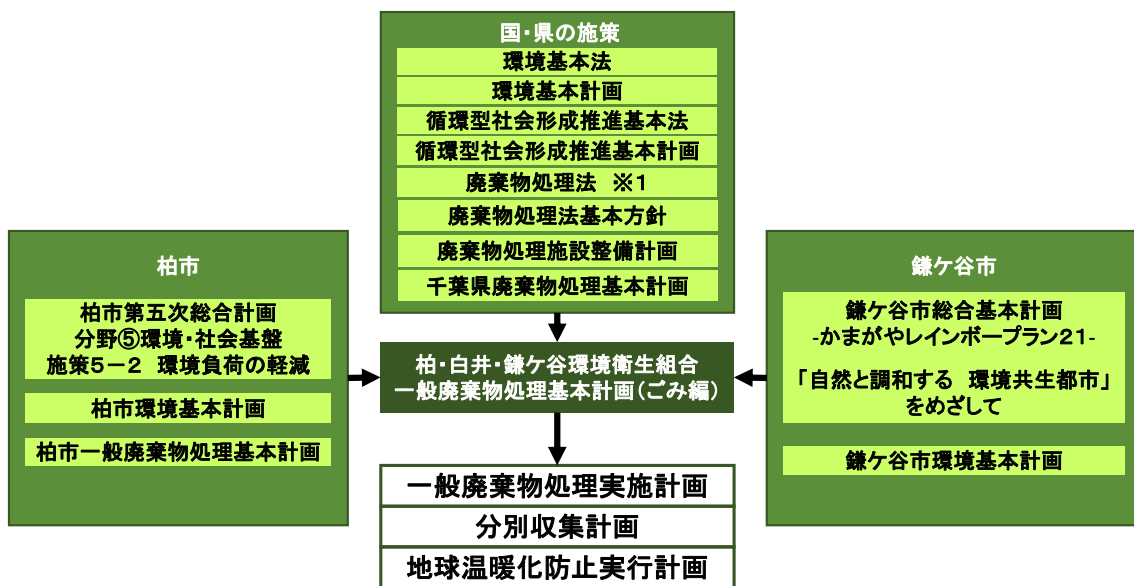


図1-2 基本計画の位置付け

※1 廃棄物処理法とその関連法令

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- 2) 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
- 3) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
- 4) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
- 5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- 6) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
- 7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
- 8) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- 9) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

第4節 策定組織

基本計画は、以下に示す組織により策定しました。

①ごみ処理作業部会

構成団体の廃棄物担当係長及び担当者と事務局によるごみ処理に係る検討事項について意見調整を行います。

②ごみ処理専門部会

構成団体の廃棄物担当課長とクリーンセンターしらさぎ所長による作業部会検討事項について意見調整を行います。

③運営協議会

構成団体の廃棄物担当部長と組合事務局長によるごみ処理専門部会等の調整事項について確認を行います。

④一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会

組合の諮問に対して、総合的・専門的見地から、計画の方向性、目標等について答申を行い、計画の客観性や信頼性を高めます。

⑤事務局

基本計画の策定に関する取りまとめ、事務作業等を行います。事務局はクリーンセンターしらさぎに置きます。

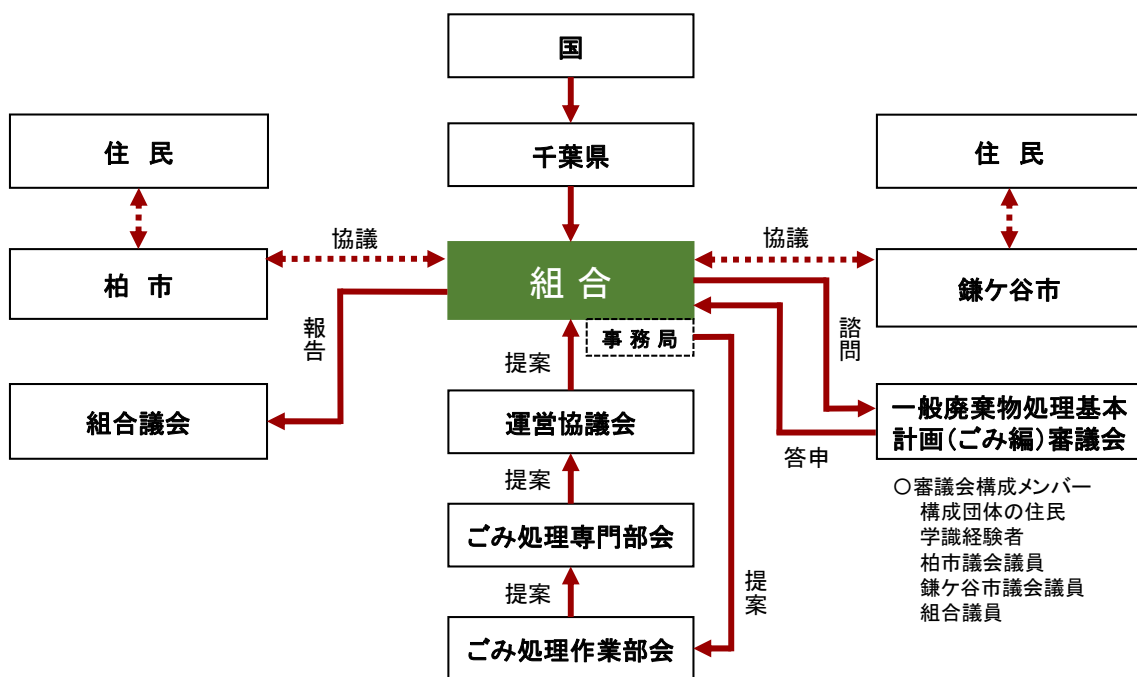


図 1-3 基本計画策定組織